

配食サービス（一般食）のご案内

江戸川区では、毎日の食事作りが困難な熟年者が、健やかにいきいきとした生活ができるよう、見守り（安否確認）を兼ねた配食サービスを実施しています。

申請できる方

65歳以上で、お食事作りや買い物が困難、見守りが必要な方で、次のいずれかに該当する方。

- ① ひとり暮らしの方
- ② 65歳以上の方のみの世帯の方
または、65歳以上の方とお食事作りが困難な障害のある方のみの世帯
- ③ 日中独居の方

サービスの内容

- ・お弁当屋さんは、仕出し弁当組合が決めます。※お弁当屋さんの希望は、受付できません。
- ・月曜日から土曜日（祝日を除く）の昼食・夕食をご自宅へ、手渡しでお届けします。
- ・週3食以上の利用が必要です。

食事内容

一般食 … 食事制限のない方向け（おかずのキザミやお粥は対応可能です。）

※ 医師の指導等で食事制限のある方は、別の“特別食”をお届けできます。

お住まいの近くの熟年相談室へご相談ください。一般食・特別食の併用はできません。

利用料金（利用者負担額）の支払い

1食 500円（税込） 税抜価格 463円 消費税 37円（8%対象）

※ お弁当屋さんに直接お支払いください。

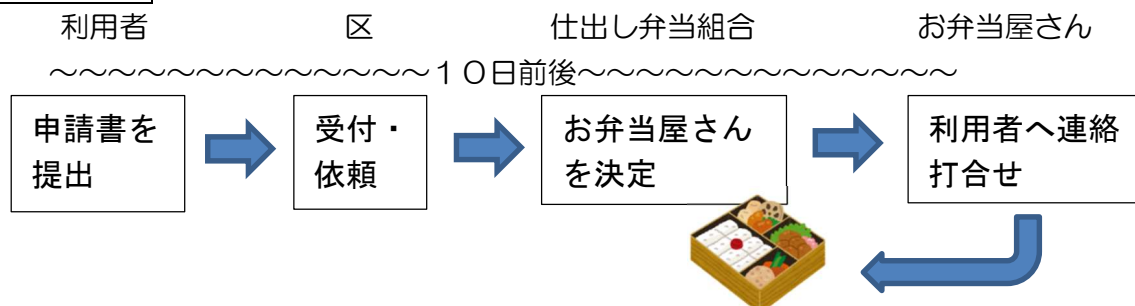
申請窓口

熟年相談室・健康サポートセンター・江戸川区役所（介護保険課相談係）

※ 郵送（下記の【問い合わせ先】の係宛）・オンライン（右の二次元コード）でも申請できます。



利用の流れ



【問い合わせ先】 江戸川区 福祉部 介護保険課 相談係
 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
 電話：03（5662）0061
 FAX：03（5663）5172